

## 令和 6 年度飯塚市市報有料広告掲載募集要項

市の広報紙(市報)に掲載する有料広告を募集します。

### 1 募集期間

令和 6 年 1 月 4 日(木)~31 日(水)

※ただし、募集期間を経過した後に空き枠が生じた場合には、随時受付を行います。

### 2 掲載枠の位置

飯塚市市報(広報いづか)の最終ページ、もしくは最終ページの前ページ(いずれもフルカラーページ)

※1 か月に 10 枠以上の申込みがあった場合、半一段 2 枠分(全一段 1 枠)は最終ページの前ページに掲載します。申込みの際に、掲載位置の希望をお伺いしますが、希望が多い場合は、年間掲載希望枠数の多い方を優先します。

### 3 規格と掲載料

| 広告の規格 | サイズと色                        | 掲載料(税込)          |
|-------|------------------------------|------------------|
| 半一段   | 左右 85mm<br>天地 48mm<br>フルカラー  | 一枠<br>25,000 円/月 |
| 全一段   | 左右 173mm<br>天地 48mm<br>フルカラー | 一枠<br>50,000 円/月 |

} 前回と同額

※版下データは、イラストレータ形式または EPS 形式で、フォントはアウトライン化、写真解像度は 350dpi 以上で提出してください。

### 4 掲載枠数

半一段で 12 枠(全一段で 6 枠)/月(号)

### 5 掲載期間

1 か月以上 12 か月以内

### 6 配布件数

約 44,000 件(世帯)/月(号)

### 7 発行日

飯塚市市報発行規則第 4 条の規定により、下記のとおりとします。

(1)毎月 1 回、1 日の日付で発行する。ただし、都合により変更し、又は休刊することができる。

(2)発行当日が、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とし、必要があるときは、臨時に号外を発行することができる。

## 8 制約

自治体の広報紙であるため、市の公共性や消費者保護の見地から、掲載できない広告を定めていますので、詳しくは、「飯塚市広告掲載要綱」「飯塚市広告掲載基準」をご覧ください。

## 9 申込方法

次の書類を各1部提出してください。なお、提出いただいた書類等は返却しません。

- (1)飯塚市広告掲載申込書
- (2)有料広告の意匠、ラフスケッチ等の資料
- (3)有料広告に係る事業等を説明する資料
- (4)誓約書
- (5)その他市長が必要と認める資料

## 10 掲載申込(デザイン提出)締切日

| 掲載月(号) | 申込(デザイン提出)締切日 |
|--------|---------------|
| 4月(号)  | 令和6年1月31日(水)  |
| 5月(号)  | 3月29日(金)      |
| 6月(号)  | 4月30日(火)      |
| 7月(号)  | 5月31日(金)      |
| 8月(号)  | 6月28日(金)      |
| 9月(号)  | 7月31日(水)      |
| 10月(号) | 8月30日(金)      |
| 11月(号) | 9月30日(月)      |
| 12月(号) | 10月31日(木)     |
| 1月(号)  | 11月29日(金)     |
| 2月(号)  | 12月27日(金)     |
| 3月(号)  | 令和7年1月31日(金)  |

## 11 掲載の決定

- (1)申込締切後、広告内容について広告審査会にて審査します。
- (2)「飯塚市広告掲載決定通知書」により掲載の可否を通知します。
- (3)市の定める契約書2部に押印し、1部を保管していただきます。
- (4)掲載する版下データを入稿していただきます。
- (5)掲載が決定された「飯塚市広告掲載決定通知書」に同封する「納入通知書」に

より広告掲載料を納入していただきます。

※市の定める募集期間(1月4日～31日)の申込みについては、年間掲載希望枠数の多い方を優先します。なお、申込者の数が広告掲載枠数を超えた場合は、飯塚市印刷物有料広告掲載実施要領第6条第3項の規定により決定するものとします。

また、募集期間を経過した後に、空き枠が生じた場合には、申込先着順とします。

## 12 デザインの変更

年度内に複数月の掲載を希望される方は、1月単位でデザインの変更ができます。希望される場合には、締切日までに掲載する版下データを提出してください。広告審査会の承諾を得た場合、デザインの変更ができます。

## 13 掲載の中止

下記のいずれかに該当する場合には、催告することなく広告の掲載を中止します。

(1) 有料広告の原稿データが期限までに提出されなかったとき。

(2) 広告掲載料が期限までに納入されなかったとき。

(3) 当該有料広告の掲載により、市報の公共性等を害する恐れがあるとき。

## 14 掲載の取り下げ

広告の掲載は、特段の事情がある場合のみ取り下げを行うことができるものとし、自己の都合による取り下げはできません。この場合、契約済の広告掲載料は納入していただきます。

## 15 申し込み・問い合わせ先

〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 総務部 情報管理課 情報発信係

TEL : 0948-22-5500(内線 1674、1675)

FAX : 0948-21-2066

E-mail : [kouhou@city.iizuka.lg.jp](mailto:kouhou@city.iizuka.lg.jp)